

第33回千葉市身体障害者スポーツ大会競技実施要項

1 競技運営

(1) 競技規則

適用する競技規則は、原則として全国障害者スポーツ大会競技規則及び主催者、競技役員の申し合わせによるものとする。

(2) 組み合わせ等

ア 原則として予選は行わず、1回の決勝競技とする。

イ 卓球競技は、同一若しくは類似の障害区分で、一緒に競技する選手が4名以上いる場合はトーナメント形式とし、3名以下の場合はリーグ形式で行う。

ウ 水泳競技は、参加人数が少ない場合は競技を行わないことがある。

エ フライングディスク競技は、参加人数が少ない場合は競技を行わないことがある。

オ 障害区分によって参加人数が少ない場合は、別の障害区分の選手(類似の障害条件の選手)と一緒に競技させることがある。

カ 参加選手の組み合わせについては、主催者において障害別、障害等級及び年齢等を勘案のうえ、組み合わせているので変更は認めない。

キ ボッチャ競技は参加人数確定後に試合形式を決定する。

(3) 招集

ア 選手の招集開始時刻は競技開始の20分前とし、招集完了時刻は10分前とする。

イ 招集完了時刻に遅れた選手は、競技を棄権したものとする。

ただし、陸上競技において、第1種目に出場しているため、第2種目の招集完了時刻までに集合できない恐れがある選手については、第1種目の招集完了時刻までに招集係へ「2種目同時出場届」を提出することができる。

(4) ナンバーカード(ゼッケン)

個人競技に参加する選手は、原則として競技服装にナンバーカードを付けるものとする。

このナンバーカードは主催者が用意し、別途貸与する。

(5) 記録の発表

記録は隨時、速報板等に掲示する。

(6) 競技場内への入場

選手の付添いを要する場合において、主催者が認めた者はその理由の範囲内に限り、競技場内に入場することができる。

なお、入場を認められた者は、競技役員及び主催者の指示に従い、選手の介助等を行うものとする。

(7) 競技用具

原則として主催者において用意する。ただし、卓球ラケットは参加者が用意する。

(8) 異議申立て

競技進行中に起きた競技者の行為又は順位の決定に関して異議がある場合は、書面（異議申立書）をもって審判長に申し出ることができる。

（9）練習

練習は、それぞれ定められた場所で安全に注意し、係員の指示に従って行う。

2 開始式等

（1）開始式は、開会式会場以外で開催する競技についてのみ、競技開始前に行う。

（2）表彰式は、種目終了後又は競技終了後、直ちに行う。

各種目の組ごとに、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

1位=金 2位=銀 3位=銅

4位以下の選手には、敢闘賞を授与する。

（3）主催者は特段の事情がある場合、例外的に（1）、（2）を中止することができる。

3 荒天時等の取り扱い

参加者に危険を及ぼす可能性がある場合を除き実施する。

なお、競技実施の取り扱いは、大会当日において主催者が決定する。

4 その他

この要項に定めのない事項については、別に定める。